

取引対象先金融機関の参加資格要件について

資金運用にかかる取引対象先金融機関については、次に掲げる参加資格要件（１）～（６）のいずれにも該当し、かつ当機構が適当であると認めた先を取引対象先金融機関とします。

○参加資格要件

- （１）長崎市内に営業拠点（代理店を含む）を有していること。
- （２）銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行であること。
- （３）自己資本比率について、国際基準適用金融機関にあつては 8%以上、国内基準適用金融機関にあつては 4%以上であること。ただし、連結経営指標が適用される金融機関は、連結自己比率による。
- （４）格付機関の格付けのうち原則として、「BB」相当以下がない金融機関であること。
- （５）市場取引において十分な実績があること。
- （６）過去 3 年以内に著しく不適当な行為をしていないこと。

注：当機構では、金融機関における日々の株価動向や金融市場等からの情報に留意し、安全かつ効率的な運用に支障があると判断した場合には、上記基準に拘わらず、当該金融機関への運用を控える等の措置を講ずる場合があります。